

〒123-4567

0000000001 *

お問い合わせ番号:0000000001 *

東京都〇〇市〇〇町1-2-3

国保 一郎 様



1234567890

0000000001 *

調布市 福祉健康部 保険年金課
〒182-8511

※この通知書は、令和08年04月05日時点の情報でお送りしています。 東京都調布市小島町2-35-1

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

平素は、調布市国民健康保険の運営にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、近年の医療の高度化等に伴い、家計に占める医療費の割合は年々大きくなってきております。
そこで当国民健康保険では、皆様の治療に係る費用負担を軽減する対策の一つとして、現在処方されている
医薬品をジェネリック医薬品に切替えた場合に薬代がどれくらい削減できるのか、その一例をお知らせして
おります。是非参考にしていただければと思います。
なお、ジェネリック医薬品への切替えは、医師・薬剤師と十分にご相談いただき、ご本人が納得された上
で行っていただきますようお願いいたします。

ジェネリック医薬品は、患者さんのお薬代負担を軽くするお薬です。

先発医薬品



開発期間

開発コスト

ジェネリック
医薬品



開発期間

開発コスト

開発期間が短く、
開発コストが大幅に
抑えられるからお薬代
が安くできます。

ジェネリック医薬品は、安心のお薬です。

ジェネリック医薬品は薬機法に基づき、先発
医薬品と**有効成分・効き目が同じ**といわれ
ているお薬として開発・製造・発売されてい
ます。



厚生労働省の
承認を受けた薬だから
安心ね!

ジェネリック医薬品については、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品は**国も推奨**しているお薬です。処方
せんに医師のジェネリック医薬品変更不可の記入がな
ければ、ジェネリック医薬品に変更できます。

処方せん	変更不可	個々の処方薬について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更には差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。
備考	保険医署名	「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。

お問い合わせ先

【ジェネリック医薬品通知サポートデスク(通話料無料)】

0120-502-916

受付時間 10:00~17:00
土・日・祝日・年末年始を除く

医師・薬剤師に
相談して
みましょう!



この通知書の送付を希望されない方は、お手数ですが、こちらにお電話ください。

